

奥州市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年4月12日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二朗
奥州市監査委員 及 川 梅 男

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成25年1月23日から1月25日まで

本監査 平成25年1月28日

(2) 監査の対象とした部課等名

商工観光部

商業観光課、企業振興課、江刺総合支所産業振興課、前沢総合支所産業振興課、胆沢総合支所産業振興課、衣川総合支所産業振興課及び鋳物技術交流センター

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成24年度（平成24年4月1日から平成24年11月30日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成23年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
商業観光課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
企業振興課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
鋳物技術交流センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所商工観光課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所商工観光課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所商工観光課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所農林商工観光課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。